

舞鶴市墓園条例施行規則 別表(第6条関係)

墳墓の規格及び設置基準

区分	規格(単位・メートル)		
	高さ	奥行	幅員
墓碑	0.50	(天端0.15) 0.30	0.60
台石	0.20	0.55	0.80
ふた石	0.08	0.40	0.75
納骨室	0.30	1.03	0.86
香台兼花立	0.20	0.18	0.45

備考

- 1 材質は、石材を使用するものとする。
- 2 形状及び設置位置は、基準図によるものとする。
- 3 設置基準に定める施設以外の附帯設備(囲障、植樹、灯ろう等)は、設置できない。

墳墓の形状及び設置位置基準図

